

広島県告示第百六十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定によって、平成二十五年広島県告示第九百二十四号で指定した区域の全部について、指定を解除する。

平成二十六年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定を解除する区域

安芸郡海田町畝二丁目一二六二番一の一部、一二六二番一一の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第

三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物、シアン化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称

シアン化合物

四 講じられた指示措置等

土壌汚染の除去